宇治市政

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治小桜160の1
印刷所 有限会社新進堂

住民登録人口
（36年1月31日）

世帯数	11,970世帯
人口	50,619人
男	28,197人
女	23,041人

1月市人口の動き
出生65人 婚姻45組
離婚2組 死亡32人

市域の面積
67.29平方キロ米

予防第一の消防へ

火事には万全の防火陣

火災白書

全国的に、火災の発生は毎年増加の傾向をたどり、ことに、昭和三十五年は戦後最高の記録が予想されています。これら年々火災の多くなる原因は、現代の経済産業のめざましい進歩発達により、社会生活が高度になり、複雑になつたことが大きく反映していることと思われるのです。このように全国的には火災が増加の一路をたどつているにもかかわらず、わたくしたちの宇治市においては、消防署が設置されて以来昭和三十年をピークとして火災は年々減少し、とりわけ昭和三十五年中において初めて出火件数が二十件以内にとどまり、その火災の内容についても数件の建物火災を除けば殆どが軽微で、しかも深夜の住宅火災はいわれるように一件もなく、その上に無放水二百殆どの火災は自然のいたづらでもあり、天災でもなく、人びとの油断が招く人災ともいえるものです。市民の早期通報と初期消火の成功とがあつたからこそ、消防署ではこれら火災を未然に防止するため、消防予防運動の要領により、春の火災予防運動の実施を予定していますので市民のみなさんも一層のご協力をお願いいたします。

記

実施予定期間とその内容

一、車両火災予防運動
二月二十八日から三月六日まで
イ、立看板の掲出。ロ、火の用心横断幕の掲出。ハ、市内防火宣伝巡行。ニ、特殊建物の特別防火診断。ホ、防火講談会。ヘ、放水演習。ト、山林火災防火宣伝。

宇治市消防本部

春の火災予防運動
＝二月末日から＝

毎年これからの数カ月間は、よく空気が乾燥し火災が起こりやすいので、これら火災を未然に防止するため、消防本部では本年次の要領により、春の火災予防運動の実施を予定していますので市民のみなさんも一層のご協力をお願いいたします。

記

実施予定期間とその内容

一、車両火災予防運動
二月二十八日から三月六日まで
イ、立看板の掲出。ロ、火の用心横断幕の掲出。ハ、市内防火宣伝巡行。ニ、特殊建物の特別防火診断。ホ、防火講談会。ヘ、放水演習。ト、山林火災防火宣伝。

宇治市消防本部

火災の概要は

昭和三十五年は特に注目されるような火災もなくその件数、損害額は昭和二十九年七月消防署開設以来の最少の記録を示しました。これを前年に比較してみると件数において五件、損害額では約七十万円の減少であり、消防署ではこれら火災を未然に防止するため、消防予防運動の要領により、春の火災予防運動の実施を予定していますので市民のみなさんも一層のご協力をお願いいたします。

記

実施予定期間とその内容

一、車両火災予防運動
二月二十八日から三月六日まで
イ、立看板の掲出。ロ、火の用心横断幕の掲出。ハ、市内防火宣伝巡行。ニ、特殊建物の特別防火診断。ホ、防火講談会。ヘ、放水演習。ト、山林火災防火宣伝。

宇治市消防本部

昭和三十五年 火災の概要は

昭和三十五年は特に注目されるような火災もなくその件数、損害額は昭和二十九年七月消防署開設以来の最少の記録を示しました。これを前年に比較してみると件数において五件、損害額では約七十万円の減少であり、消防署ではこれら火災を未然に防止するため、消防予防運動の要領により、春の火災予防運動の実施を予定していますので市民のみなさんも一層のご協力をお願いいたします。

記

実施予定期間とその内容

一、車両火災予防運動
二月二十八日から三月六日まで
イ、立看板の掲出。ロ、火の用心横断幕の掲出。ハ、市内防火宣伝巡行。ニ、特殊建物の特別防火診断。ホ、防火講談会。ヘ、放水演習。ト、山林火災防火宣伝。

宇治市消防本部

(ｲ) 火災件数 十八件
(ﾛ) 全焼棟数 三棟
(ﾊ) 半焼棟数 一棟
(ﾆ) 焼失面積・建物 百七十七・四七平方米、山林 二百二十四アール
(ﾎ) 損害見積額 百六十八万九千五百円
(ﾍ) 人的損害 なし
(ﾄ) 罹災世帯数 一世帯
(ﾁ) 罹災人員 六人

写真（上）（下） 出動する消防車勢揃いした機動陣

忙しい救急車
▷…事故もウナギ登り…◁

市民の皆さんの要望にこたえて消防署では昭和三十四年七月から救急業務を取り扱つています。昭和三十五年中に取り扱つた件数が百七十二件もありました。今後天ケ瀬ダム工事が本格的に進められるにしたがいよいよ増加するものと予想されます。

なお、みなさんからの要請により救急車が出動するのは次のような場合です。

救急業務（衛生患の取扱範囲から一歩ずい一、災害により傷病者が発生し、負傷者において急速に救護処置ができないとき。

二、多人数を収容する施設内で、一時に多数の傷病者が発生したり、または発生することが予想されるとき。

三、交通事故で負傷者があつたとき。

四、その他、署長が必要と認めたとき。

35年の救急事故の概要

事故種別	出動回数	取扱状況 男	女	計
交通事故	59	42	8	50
自殺行為	10	3	5	8
傷害	32	25	4	29
その他	67	32	26	58
計	168	102	43	145

原因別火災発生状況

原因	件数	損害額（千円）
こたつの不始末	1	439
火の不始末	2	3
きの不始末	2	4
灰など	1	10
電線のスパーク	2	4
ガソリンの引火	2	32
花びら火遊び	1	31
火のもの吸煙	1	9
煙草など	3	1.154
不審火	18	1.690

（注）小屋の出火は3件も指摘。覆火が濃いが、遊びの面の茶線の火の後性を認める。火のもの審放どり、必要であの

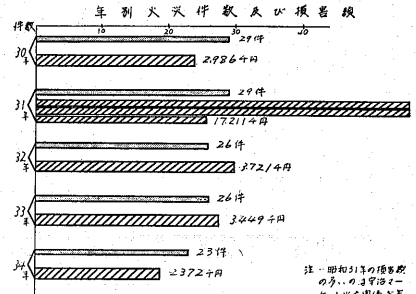

冬でも油断は禁物
赤痢集団発生によせて

今回集団発生した伊勢田地区の赤痢は、その後関係者の検便により二月四日現在、真性患者十七人、保菌者十七人となり、三十四人が宇治市立伝染病隔離病舎に入院し新庄市長も花束をおくつて慰者をお見舞いしました。

すでに、新聞などの報導によりご承知のように、発生の原因は会合に出された折詰の中味によるもので、冬季のことでもありおそらく安心して食べられたことと思いますが、このように赤痢菌は時期を問わず発生することが身近に立証されたわけです。

目下宇治市厚生課衛生係では、宇治保健所が行なう関係者の検便と併行して地域内の防疫などに万全の施策を講じています。

赤痢に対する予防の方法は、こうです。

一、食事の前には必ず手を洗うこと。

二、なまものをさけ、たいてい食べること。

三、常に便を下痢などの症状を起こしたときは早く医師の診断を受け赤痢に対する予防の方法は、こうです。

四、下水、便所などを清掃し、附近の環境整備につとめること。

厚生課

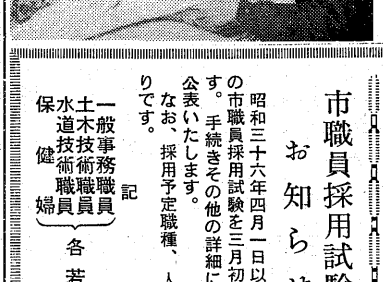

今年の有権者決まる

昨年九月十五日の調査により十二月二十日現在の基本選挙人名簿に登録された有権者数二七、〇二四人と比べると六四六人の増加です。この基本選挙人名簿に登録された有権者が、昭和三十五年十二月二十一日以後一年間に行なわれる選挙に投票できる有権者数は二七、六六〇人です。昭和三十四年十二月二十日現在の基本選挙人名簿に登録されている方は、選挙が行なわれるたびに作られる補充選挙人名簿に申請登録して、はじめて投票できることになります。

36年	男	14.070人	
	女	13.590人	
	計	27.660人	
35年	男	14.210人	
	女	12.804人	
	計	27.014人	

市職員採用試験のお知らせ

昭和三十六年四月一日以降に採用予定の市職員採用試験を三月初旬に行ないます。手続きその他の詳細については近日公表いたします。

なお、採用予定職種、人員は次のとおりです。

記

一般事務職員
土木技術職員
水道技術職員 各若干名
保健婦

国民年金の届出について

国民年金の届出はすまされましたか。この年金は、きめられた条件にあてはまる人は必ず届出していただかなければなりません。また、法には罰則の定めもありますが、この制度の趣旨などからみてできるかぎりこのような定めの適用はさけ、制度について十分説明し加入者の納得のうえ届出していただく方針ですから、納得の行かないときは市年金係の窓口にご相談ください。

（保健年金課）

歳末助け合い

昨年末、宇治市社会福祉協議会、民生児童委員、婦人会などの協力で、歳末助け合いの募金をいたしましたところ、市民の方々から数々の心のこもつたお金や品物がよせられました。

これらは地区内の保護家庭へ配分するとともに、衣類、古雑誌などは近くの福祉施設へ持参し、皆さんのあたたかいご親切をひろめました。

なお、金三二、八六三円を宇治市民長会に委託し、特に要保護児童を対象に適切な処置をお願いしました。紙上をかりて、各家庭へのご報告にかえます。

金額 一六七、三六一円
衣料 数点
その他 米 三四六瓩

◇ ◇

年末市民のみなさんのご協力による社会福祉募金は、つぎのような成績をおさめました。結果を報告しご協力に厚くお礼を申し上げます

京都府共同募金宇治地区支会長 新庄義信

共同募金

一般募金 二四三、一六四円
歳末募金 二四、五〇〇円
街頭募金 三六、一四円
学校募金 三、八三円
職域募金 一九、二八四
バッチ募金 四、六〇〇円
計 四五、七一二円
募金額 四五、七一二円
（目標額六五六、〇〇〇円に対し六九％）

うたごえありがとうございました

子供達を明るく健やかに
家族ぐるみの運動を展開

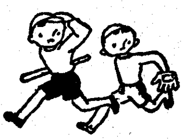

このたび宇治市や城陽町、久御山町をはじめ、京都府の出先機関学校、育友会、婦人会、その他社会福祉関係の諸団体が協力して、宇治地方子供を守る運動推進会議を結成し、こどもたちを心身ともに健全に育てるために、町ぐるみ家族ぐるみの運動を進めることになりました。

その推進目標は

(1) こどもたちのためによい環境をつくろう
(2) こどもたちをあらゆる事故から守ろう
(3) こどもたちを病気から守ろう
(4) こどもたちを非行から守ろう

の四項目を掲げています。こどもを守るためのすべてのことがらにわたつているといえましよう。

これから各機関、団体は、これらの目標に向かつてそれぞれの立場からいろいろの計画をたてて運動を進めることになり、また、この運動推進会議は各機関、団体の行動の中にこの運動の主旨が適切に盛り込まれ、その行事がより深く、広く全家庭にまで浸透するよう、併せて団体相互間の連絡協調がスムースに行なわれることを目的として活動しています。

同時にすべての家庭のみなさんがこの運動の主旨に協力されて、こどもたちに対する愛情と理解と関心を深めていただくことによつて、はじめて成果が期待されるものであります。

昼夜の別なく、町のすみずみまで、こどもを守る温かい愛情の眼をそそぎ、次代を背負うこどもたちが明るい環境と、健康に恵まれて、すこやかに育つよう、この運動にこぞつてご協力をお願いします。

宇治地方子供を守る運動推進会議

見返り桜の育苗
将来はダムサイドに移植

天ケ瀬ダム工事に伴い宇治川左岸府道の付替工事で永い間観光客や、われわれ市民の目を楽しませてくれた桜が水没することは惜しみても余りあることですが、これも宇治市民を水害から守つてくれるダム建設のためには替えられません。その身替わりとして新府道に植える桜苗二千五百本を宇治市の山間部、池ノ尾地区の方々に依頼して、育成してもらうことになりました。やがて桜が成長して新府道やダムサイドに咲き匂い美観をそえるものと期待せられています。

この桜苗は山桜と吉野桜の何れも一～二年生で、早ければことしの秋ごろには移植されることになつています。苗は愛知県から運ばれて、すでに山桜一、二〇〇本、吉野桜一、三〇〇本が植え付けられ、三十六年度には更に二、五〇〇本ほどが育苗されることになつています。

修業は内観自省
○黄檗山万福寺○（探訪）

総門をくぐるとエキゾチックな広い境内は三百年の往時そのままの姿で、黄檗宗開山である隠元の定めた土地にふさわしく、深閑として静寂そのものである。広い境内を合理的に使い、中国明清時代の建築様式を取り入れた諸堂は、総門、山門天王殿、仏殿、法堂等進むに従つて自然の高台に配置され、その姿は黄檗文化の殿堂と禅宗黄檗宗大本山の威容を誇つている。

案内された宗務所は、いわば寺の寺務所ともいうべきところで一番奥の高地にあり、窓外は急な山の茂みが追り美しく手入れのゆきとどいた境内をときたま修業僧の雲水が歩いているだけ、その服装も寒風にもめげず、素足にぞうり簡単な僧衣をまとい、青々とした頭が印象的である。

◇

宗務所詰の僧の話しによると禅に対し在家の人々やまた、ちまたではいろいろの観念的な解釈が行なわれているがしかしその本来の考え方になるものは「内観自省」であるという。

禅はあくまで自力による修行によりその人間の仏性をほりだすことにある。勉強をするにしても学校で授業を受けたりテキストや参考書などで勉強するのはたやすいしかしこれなどは他力に属するものであつて自力ではない。

ここでは自力による精神陶冶を行ない師兄から出された問題を解く力を得るにはまず座禅によつて修行するのである。

接心の期間中ある日在家の人でぜひ参禅したいとの熱心な申し出により、寺側もその熱意に動かされ許したところ二日目から座禅が苦しいといつて逃げて帰つてしまつた人があつたが、はじめはなかなか苦しい行である。そこを押し切ると徐々に精神の安定が得られるようになるらしい。ひやかしではなかなか参禅できず、やはり相当の心構えが必要だとのこと。しかし反面若い世代の人で接心になると必ずやつて来て参禅して行く人があり、禅も一部の今の若い人に受け入れられる面もあるらしい。

十二月行なわれるろう（臘）八接心は、一年のうちでも一番の苦行で大切なものとされている。十二月八日は釈迦が悟りを開いた日だからである。

◇

万福寺に来てなんといつても見逃せないものは塔中宝蔵院に収蔵されている一切経である。

その昔肥後の国に生まれた鉄眼禅師が、一生の大事業として私財や喜捨によつて完成した一切経の版木は約六万枚、日本中の各宗派で唱えるお経はすべてこの中に収められている。高麗版はすでに朝鮮戦争の犠牲となつて失なわれ、この宝蔵院の版木のみが、唯一の貴重な世界的文化財となつてしまつたのである。幸い荒れ果てた収蔵庫も、一昨年から鉄筋コンクリートの立派な収蔵庫が建設され、完全に保存される日も近く、心ある人々にとつては最近の嬉しいニュースである。

しかし禅寺のさわやかな気分も時代の流れは文化財を愛する人々の願いをよそに、諸堂の修復も思うにまかせない状態である。

拝観料の徴収がはじまつてからは、いままでときたま遊び場となつていた広い境内には子供達の姿はなく、寄り道する観光客が団体でやつて来て雲水の説明を聞くと引きあげてゆく。

ただ大きくへつこんだ魚板が今も静かに歴史の流れを伝えている禅寺の風景でもある。（華門）

住民登録はすんでいますか

教育委員会では、今年小学校へ入学するこどもたちの健康診断を行なうため、住民登録によつて該当児童の名簿を作つています。

また毎年、成人の日の式典に案内する方々の名簿もこの住民登録から作成されています。

このように住民登録の利用の度合は、最近ますます高まつてきました。

家屋や土地の登記にしても、入学、就職の手続きにしてもみな住民票抄本が戸籍抄本に変わつて利用されるようになつています。

いつもお願いしていますように住所などに異動がありましたら、十四日以内に必ず届けて下さい。

また、土地が発展するに従い地番の分筆・合併がさかんに行なわれますが、住居地の場合には必ず届けて下さい。

なお、住民登録の届を他人に依頼されるため、住所、氏名、生年月日、本籍地が間違つて記載され後日、登記や就職のときにたいへんなことになります。届出はなるべく本人でお願いします。

社教直言

▼テレビ、電気洗濯機の普及率が一〇〇パーセント、電気冷蔵庫七〇パーセント、これがM団地の実情である。各方面から転住した高給サラリーマンの集まりではあるが、全部が全部そうでなく、中には新聞代や電気料金さえ滞つている家庭があるそうだから、相当無理をしていることが肯ける。だが近所隣りの見栄が手伝つて、つい競争になる。単に家庭電化だけでなく台所の買物から、衣服に至るまで無言のせり合いが展開されている。これはただ団地だけでなく、どこの社会にも見受けられる。見栄と虚栄のルツボに陥つて、自らの首をしめるとは、全く浅ましい限りではないか。▼これもその一例ではあるが、去る成人式の出席者は女性が圧倒的で、訪問着のアデ姿がキラ星のように場を埋めた。「服装が派手で出席できない」という声を毎年耳にするが、清そな洋服姿のお嬢さんも相当あつた。訪問着を着用しないからといつて、別にその人の人格が下がるわけでもなければ、いやしく思われるわけもない。むしろわれわれは洋服着用者には好感を抱いた位だ。他人はどうであろうと自分は自分というき然たる態度が望ましいものだ。▼新しく道路交通法が実施されたが、交通事故は一向に減少しない。その中でもダンプカーが一番多く事故を起こしているように思う。図体が大きく頑強なので、相手が遠慮する。たとえ事故を起こしても自己の受ける被害が少いのでつい横着になる気の毒なのは自転車族で、いつも小さくなつて道路の端を走らねばならない。このように弱いものが虐げられ、強いものが巾を利かすのは、単に道路交通だけの問題であろうか。▼「待たせても待つ身になるな」全く勝手な考え方だが、これは待つことの不愉快なことを表現した諺であろう。実際待つこと程無駄で腹立たしいものはない。時間励行の四字は筆者の子供の頃からきいた言葉だが、一向に実行できぬどころか、却つて逆行している感がある。それはそれとして、電話で人を待つのは、それが少しの時間であつてもじれつたいものだ。取次ぎに人を呼ばせ、本人は仲々でてこない。そんな人に限つてこちらからかけても、すぐに受話機にはとりつかない。こういう種族は長のつく大物に多いのではないか……

いまにし生

市政フラッシュ

写真説明
〔上〕市営住宅の抽せん風景
〔下〕宇治橋通りの舗装始まる

固定資産評価額決まる
異議の申請は期間内に

●固定資産税課税台帳の縦覧について

昭和三十六年度（基準年度）固定資産の課税標準となる土地、家屋及び償却資産の価格などが決定しました。固定資産課税台帳を左記により縦覧に供しますから、ご利用下さい。

縦覧期間
昭和三十六年三月一日から二十日までの日曜を除く毎日午前九時から午後四時まで
ただし、土曜日は午前九時から正午まで

縦覧場所
市役所税務課

●審査請求について

昭和三十六年度（基準年度）に登録された固定資産の価格等は昭和三十七年度（第二年度）、昭和三十八年度（第三年度）の固定資産課税標準価格として据え置きされます。

ただし、次の場合はその価格等を修正することができます。

(1) 固定資産の価格等の登録がなされていないとき
(2) 登録された価格等に重大な錯誤があることが発見されたとき

このように、課税台帳に登録された価格について異議のある人は、次の期間中に固定資産評価審査委員会に対して審査の請求をすることができます。

ただし期間が経過した後は、如何なる理由があつても受け付けられませんから、期間は厳守して下さい。

審査請求受理期間
昭和三十六年三月一日から
昭和三十六年三月三十日まで

皆さんの戸籍相談

〔問〕　私の子が十数年前に行方不明になつて以来消息がありません。多分死んでいるものと思います。死んだものとして戸籍から除くことができるでしようか。

〔答〕　七年以上生死不明の人があるときは、その人の親族その他の利害関係人から、家庭裁判所に申立てをして「失踪宣告」の審判をしてもらうことができます。

家庭裁判所はよく事情を調べ、また公示催告という公告を六カ月以上して、その行方不明の人自身や、またその人の生死を知つている人に対して届出をするようにうながし、届出のなかつた場合に初めてその行方不明の人を死んだものとみなす失踪宣告をすることになつています。この審判が確定（へ審判が告知されてから上級審でさらに争おうとせずに二週間すぎると審判は確定する）してから十日以内に審判の申立てをした人は審判の謄本と審判の確定証明書とを添えて、行方不明の人の本籍の市町村長に届出をすればよいわけです。届出があれば死んだものとして、その戸籍から除かれます。

農事メモ
桐の手入れはこれからです

桐はこれから春先にかけて次のように手入れをしましよう。

(1) 桐苗で植え付けてからまつすぐに二米から四米位に伸びたものは、そのまま育てること。

(2) 曲つたものや伸びが二米までのものは、もう一度地際から伐採する。春には地際から数本の芽が出るのでなるべく太い元気な芽一本を残して仕立てること。

(3) 桐は枝下二米または四米程度に育てること。普通取引単位は長さ二米、直径二〇糎のものを一玉といい、長さ四米の枝下では二玉とれるので仕立方には特に注意すること。

(4) 株際のゴモク類や地面の落葉には、病害虫が附着して越冬するものが多いので、掃き集めて焼却すること。

(5) 冬季間の施肥は伸びに影響が大きいので、必ず株際から一米以上（二年生以上は一、五米～二米程度）離れたところを輪環状に深さ三十糎程度の溝を掘り、ゴモク類、屎尿、鶏糞やその他の肥料を入れて軽く覆土する。また、春先には十分除草をすること。

べんりな出張徴収を
ぜひご利用ください

26日（日）旧東宇治出張所、莵道公民分館、木幡公民分館
27日（月）御旅社務所、宮東公民分館、川東公民分館、市役所税務課
28日（火）旦椋神社社務所、伊勢田公民分館、大久保農業協同組合、開公民分館
いずれも午前10時～午後4時まで